

問題	解答	解説	参照
第1問 問1	×	一般的な法令の解説は、有償無償を問わず弁護士法に抵触しません。	第10章
問2	○	紛争性がある相続において、遺言書の作成の助言を行うことは弁護士法に抵触する可能性があります。	第10章
問3	×	相続登記の申請及びその相談に応じることは、有償無償を問わず司法書士法に抵触する可能性があります。	第10章
問4	○	一般的な税制の解説は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。	第10章
問5	×	遺言の証人になることが出来ない者は、①未成年者②推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者および直系血族③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人。	第10章
問6	×	遺言執行者には、未成年者と破産者以外は基本的には誰でもなることが可能である。相続診断士が、遺言執行者に就任することは可能である。	第10章
問7	○		第10章
問8	○		第10章
問9	×	行政書士は官公署に提出する書類の作成、その他権利義務または事実証明に関する書類の作成の専門家である。	第3章
問10	○		第10章
第2問 問11	×	相続の開始場所は、被相続人の住所において開始する。	第2章
問12	×	相続が開始されると、被相続人の財産上の一切の権利義務(積極財産、消極財産)が相続人に引き継がれる。ただし、被相続人の一身に専属していたものは除かれる。	第2章
問13	○		第3章
問14	×	相続欠格は、被相続人または相続について先順位もしくは同順位にあるものに対する背信的行為などの違法行為を行った場合、その制裁としてその行為者は相続権を法律上当然に喪失する。	第2章
問15	○		第2章
問16	×	半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の1/2となる。	第3章
問17	○	相続人が相続財産の全部または一部を処分したときは、単純承認したものとみなす。	第2章
問18	○	限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることである。	第2章
問19	×	相続放棄したときは、被相続人の積極財産も消極財産も一切承継しない。	第2章
問20	×	民法では、一度有効に成立した遺産分割協議でも、共同相続人全員の合意があれば遺産分割をやり直すことができる。	第3章
問21	×	遺言は、15歳以上で意思能力があれば誰でも作成できる。	第3章
問22	○		第3章
問23	×	公証役場でなく家庭裁判所に提出しなければならない。	第3章
問24	○		第2章
問25	○		第4章
第3問 問26	×	遺産にかかる基礎控除額の計算式は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」である。	第5章
問27	○		第5章
問28	○		第5章
問29	×	初七日法要費用は、債務控除の対象とならない。	第5章
問30	×	相続や遺贈によって財産を取得した者が、配偶者、一親等の血族、代襲相続人となる孫以外の者が、相続税の2割加算の対象となる。	第5章
問31	×	障害者控除の額は、その障害者が85歳になるまで適用される。	第5章
問32	×	申告期限から3年以内に分割された場合は適用される。	第5章
問33	○	配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例など申告書の提出を要件とする規定の適用を受けて、納税額がゼロとなる場合でも、申告書の提出が必要となる。	第5章
問34	○		第5章
問35	×	相続税の納付で、金銭による一括納付ができない場合には、その困難な金額を限度として延納が認められている。	第5章
第4問 問36	3	死因贈与は相続税の課税対象となる。贈与税率は、2種類の累進税率によって課税される。	第6章
問37	2	適用要件は、贈与時において婚姻期間20年以上の配偶者間の贈与であり、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること。	第5章
問38	1	受贈者は贈与者の推定相続人である贈与年の1月1日において18歳以上の子(代襲相続人を含む)	第6章
問39	3	家具その他の生活用の家庭財産は、本来の相続財産である。遺言執行に係る弁護士費用は、債務控除の対象とならない。	第7章
問40	1	特定居住用宅地等は、330㎡までの部分は、相続税評価額を80%減額することができる。上場株式等の評価は、次の4つのうち最も低い価額で評価する、①課税時期の終値②課税時期に属する月の毎日の終値の平均額③課税時期に属する月の前月の毎日の終値の平均額④課税時期に属する月の前々月の毎日の終値の平均額	第5章
第5問 問41	ニ		第5章
問42	ル		第5章
問43	ワ		第5章
問44	リ		第5章
問45	ホ		第5章
問46	ト		第5章
問47	ロ		第5章
問48	ヌ		第5章

問49	イ		第5章
第6問 問50	ロ		第5章
問51	ハ		第5章
問52	ロ		第2章
第7問 問53	3	C、D、EはAの代襲相続人となる。 Bは相続放棄のため相続人ではない。	第2章
問54	4	F、GはCの代襲相続人となる。 Aは相続放棄のため相続人ではない。	第2章
第8問 問55	4	相続放棄をした者は、その相続に関して初めから相続人でなかったものとみなされる。 なお、相続放棄は代襲相続の原因とはならない。	第2章
第9問 問56	1	相続税の総額を計算する場合の相続人の数の数え方。 実子がいる場合、普通養子は1人まで。実子がいない場合、普通養子は2人まで。 特別養子は実子とみなされて、養子の数の制限を受けない。	第5章
問57	2	相続放棄があった場合には、その放棄がなかったものとして法定相続人の数に数える。	第5章
第10問 問58	×		第7章
問59	○		第7章
問60	×		第7章